

仙台地域まちあるき周遊企画業務 企画提案募集への質問回答票

令和3年8月10日

No	質問	回答
1	業務の内容については「周遊を促す仕掛けの企画及び実施」「まちあるきエリアの紹介、まちあるきに使用するパンフレット作成」「広報」「独自提案」の4項目とのことだが、「周遊を促す仕掛けの企画及び実施」とは「4か所以上のまちあるきエリアを設定して、観光ガイドブックを活用したまちあるきの周遊企画を考える」ことが「企画」であり、「スタンプラリー方式などで、ターゲットが自由に周遊できるように促すこと」が「実施」であるという理解でよいのか。	実施には、ご質問の内容に加えてスタンプラリー方式等の開催期間中の運営も含まれています。
2	スタンプラリー方式などの周遊させる方法について、「周遊」とはまちあるきエリアに点在する観光スポットや飲食店などを訪問したかどうかを把握する、という意味か。または、その周遊ルートでのまちあるきをしたかどうか、ということの把握であるか。	周遊とは、参加者がまちあるきエリア内での観光スポットや飲食店等を巡るまちあるきを行うとともに、他のまちあるきエリアも訪問し、そこでもまちあるきを行うよう促すことです。 観光スポットや飲食店等の訪問・周遊ルートでのまちあるきをしたかどうかを把握することは必須ではありません。
3	「まちあるき」に参加したか、ということよりも、「まちあるき」という手法をつかって、いかに多くの観光スポットや飲食店を周遊してもらうか、ということが事業目的であるという理解でよいのか。	事業の目的には、ご質問の内容に加えて地域の住民が、地域の魅力を再発見（深く知る）し、地域経済に貢献していくことも含まれています。
4	最終的な事業の成果は、景品応募者数ではかるのか、または、スタンプラリー方式などの参加者の動態や動向を把握した数字ではかるのか。	景品応募者数の把握は必要です。 参加者の動態や動向については把握することが望ましいですが、スタンプラリー方式等の実施形態によっては、把握が困難な場合もあると思われます。最終的な事業の成果は景品応募者数等の把握可能な項目ではかることを考えています。
5	まちあるきの周遊企画を設定するだけでよいのか、実際にまちあるきを実施することは必須要件ではないのか。	スタンプラリー方式等により観光スポットや飲食店等を巡ることを促す仕掛けの企画及び実施を業務内容としています。 その「実施」とは、スタンプラリー方式等の開催・運営を指します。

No	質 問	回 答
6	かつて県で実施していた、直売所や農漁家レストランをまわるスマイル&スタンプラリーのようなイメージととらえてよいか（テーマが直売所等ではなくまちあるきになったような）。	<p>平成28年度農産物直売所等PR事業委託業務を基に回答いたします。</p> <p>上記の業務はスタンプラリーの実施により対象施設である県内直売所等を周遊することを目的に実施されていたものですが、本業務はスタンプラリー方式等の対象施設への立ち寄りだけではなく、観光施設・観光スポットへの立ち寄り、特産品の購入、飲食店の利用等の相乗効果を狙ってまちあるきエリア内での周遊及び対象施設以外の施設等への立ち寄りも目的としているところが異なります。</p> <p>また、上記の業務はスタンプラリーの実施に限定していたことに対して、本業務では周遊を促す仕掛けはスタンプラリー方式に限定していません。</p>